

環境省行政事業レビューについて

1 環境省行政事業レビューの概要

(1) 実施日 平成22年6月9日(水) 13:00~13:45

(2) 場 所 環境省第1会議室

(3) 外部有識者委員 8名

赤 井 伸 郎 (大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授)

市 川 眞 一

(クレディ・スイス証券(株)チーフ・マーケット・ストラテジスト)

稲 垣 隆 司 (前愛知県副知事)

○ 熊 谷 哲 (京都府議会議員)

伊 永 隆 史 (首都大学東京都市教養学部教授)

関 正 雄 (損保ジャパン(株)CSR統括部長)

高 岡 美 佳 (立教大学経営学部教授)

新 美 育 文 (明治大学法学部教授)

(○は、コーディネーター)

2 環境省行政事業レビューの結果について

廃止 (一部改善3人、抜本的改善1人、廃止4人)

評価者のコメントは「別紙1」のとおり

3 行政事業レビューシート

「別紙2」のとおり

評価者のコメント

<事業名：山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助>

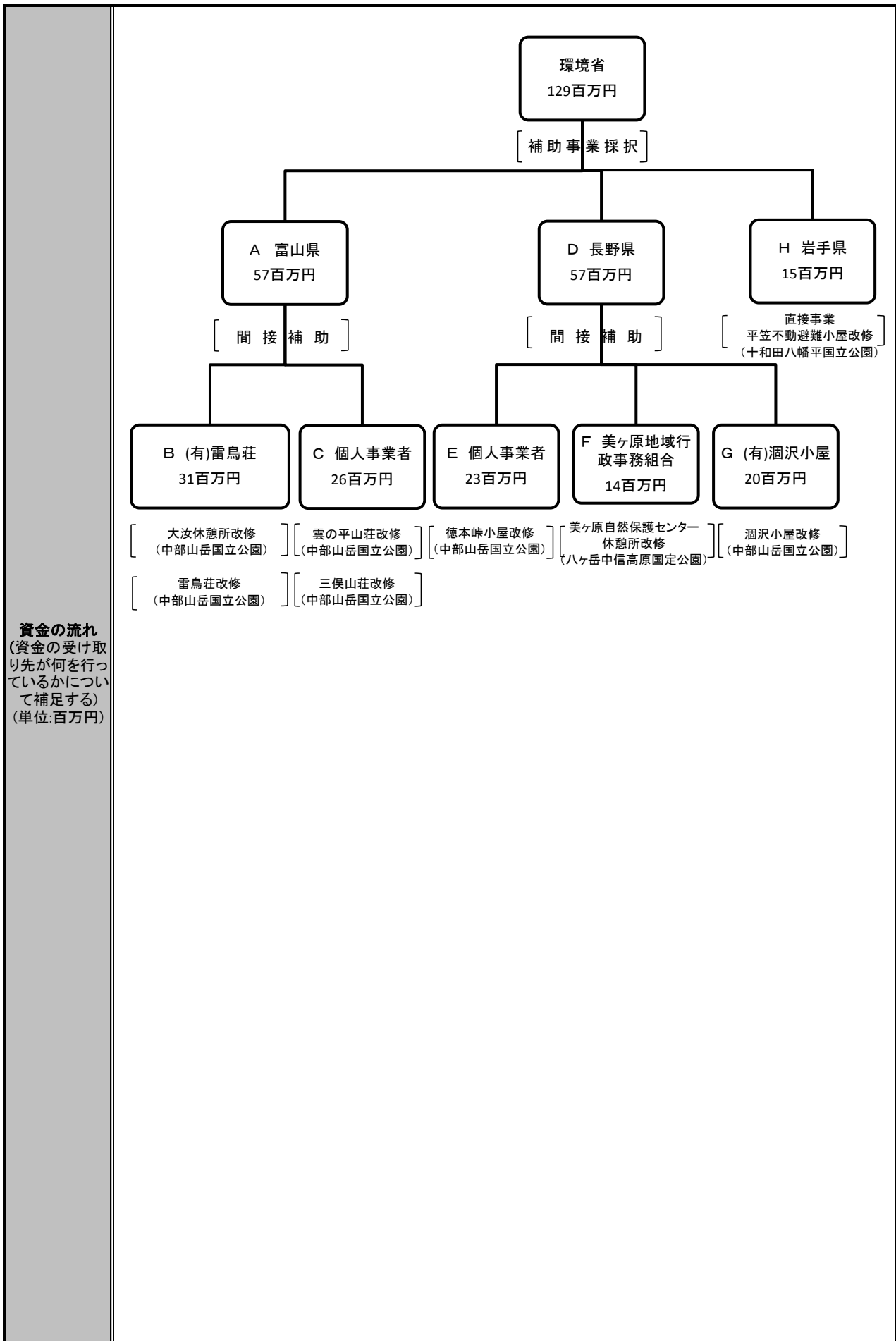
- 公園は公共性のあるものであるが、条件不利地域にまで、公共性を重視する（利用可能な状態にする）必要はない。もちろん環境保全は必要。利用者負担、自己負担責任にするため、規制すべき。
- 本来、山岳地帯の景観管理に要するコストは入山者の方が負担すべきと考える。山小屋に対して、適切な使用料の徴収により、設備の整備及びメンテナンスを行う方向に改めるべきであろう。
- 山岳部の景観維持は、より抜本的な対策を必要とする。
- 山小屋は、登山家の安全確保のためには必要な施設である。山の生態系の保全のためには必要である。ただし、民間山小屋に 1/2 の国費を投入することがよいか否かについて、再検討する必要がある。
- 公共性の定義を明かにして、一般国民に理解していただく必要がある。
- 国が負担するのは、国立公園のみに。
- 利用料決定や管理基準を含めた統一的なルールづけを行い、必要最小限のもののみ国庫負担を、利用料のみで行われるのが望ましい。
- 入山規制等の規則面の強化による自然・景観保全対策に重心を移すべき。
- 自然公園法のたてつけのもとで、国立公園・国定公園・県立自然公園という管理責任の異なる公園に一律に 1/2 補助する理由は乏しい。
- 民間の山小屋がトイレを整備して競争力を発揮したくなるような政策がベストであり、この補助制度は一旦廃止して、法規制も踏まえた競争的仕組みの再構築が必要である。
- 補助制度の意義は認めるが、公費で補助する以上、対象選定の公平性と透明性が求められる。この点で改善が必要ではないか。
- 一律補助金に関して、ケースによってはその割合を減じるなどのメリハリのある対応が必要ではないか。
- 制度改善の余地はあるものの、補助自体は存続すべきと考える。
- 大変、意義のある事業だと思います。ただし、独占的立地にある山小屋は、自ら改修費用を出すインセンティブは小さい（整備せずとも競争相手に負けるとは考えられないから）ので、法律で規制して整備させて、利用料で回収する方が効率的です。もしくは競争相手をつくるか。
- 受益者負担、汚染者負担の原則からして、現状のような補助は説明がつかない。建設費を利用料で回収する方策を考えるべき。山小屋利用料と同様の仕組みを考えるべき。

評価結果

廃止

(一部改善 3 人、抜本的改善 1 人、廃止 4 人)

行政事業レビューシート (環境省)						
予算事業名	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	事業開始年度	平成11年度	作成責任者		
担当部局庁	自然環境局	担当課室	国立公園課	上杉 哲郎		
会計区分	一般会計	上位政策	生物多様性の保全と自然との共生の推進			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	自然公園法 第56条	関係する計 画、通知等	生物多様性国家戦略2010 環境保全施設整備費補助金交付要綱 環境保全施設整備(山岳環境浄化・安全対策事業)実 施要領			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	国立公園等の山岳地域などに存する山小屋は宿泊場所・トイレや飲料水等の提供、気候急変や急病等による避難や救護等、登山者の安全確保と適正な利用推進のための役目だけでなく、近年急増する登山者により増大する環境負荷の軽減対策(し尿・排水の処理や廃棄物の分別・処理など)という公共的な役割を担っている。しかしながら、条件不利地(無電、無給排水、無車道等)であり、これら公共的機能を十分に発揮する施設整備はなかなか進まない。そこで、これらの環境負荷及び安全等の対策を支援し、国立公園等の優れた自然景観地の保全と利用の安全性・快適性の向上を図る。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	国立公園等の山岳地域などの条件不利地(無電、無給排水、無車道等)において民間又は地方公共団体の山小屋等の事業者が環境浄化対策及び安全対策に必要な下記の①～③の施設の新設、増設等を行う場合に経費の一部を支援する都道府県を通じた間接補助事業 ①適正な排水・し尿処理施設(トイレ、処理エネルギーを含む)、②廃棄物の分別・処理施設、③緊急避難、応急医療施設 補助率:1/2(1件当たりの事業費の下限は1000万円(国費500万円))					
実施状況	平成21年度実績 合計 8件 ①岩手県:十和田八幡平国立公園 1件 ②富山県:中部山岳国立公園 4件 ③長野県:中部山岳国立公園 2件、八ヶ岳中信高原国定公園 1件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	150	150	120	120	
	執行額	84	88	129		
	執行率	56	59	108		
	総事業費(執行ベース)	168	176	258		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	事業採択に当たって関係都道府県の担当者から事業実施の必要性、有効性等に関するヒアリングを実施している。また、支出先及び使途については、「環境保全施設整備費補助金交付要綱」や「環境保全施設整備(山岳環境等浄化・安全対策事業)実施要領」に基づき、補助金の金額の確定時に領収書等の提出を求める等、適切に把握を行っている。工事の施工状況等については、現地を担当する地方環境事務所等の担当職員が確認している。				
	見直しの 余地	平成13年度に山小屋施設の整備状況について全国の約300件の山小屋を対象に調査したところ、約200件について改修が必要であるという結果が出ており、本事業により平成21年度までに100件を整備したところである。しかし、依然として百名山ブームなどにより登山者の増加に伴う屋外排泄物や廃棄物の増加などの環境負荷が増大し、また、中高年の遭難事故が増加傾向にあることから、環境負荷の軽減対策や安全対策は放置できない重要な課題であり、要望額が予算額を上回っているところである。 また、これらの山小屋は民間事業者によるものが多いにもかかわらず高い公共的機能を求められており、民間にも補助が可能な本事業の必要性は高い。				
予算 監視 の 効 率						
補 記	○予算繰越(当該年度の前年度からの繰越額)					
		19年度	20年度	21年度		
		0	0	40		



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかについて補足する)
 (単位:百万円)

A.富山県			E.個人事業者		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	施設整備費補助金【(有)雷鳥荘】	31	材料費	汚水処理施設資材購入費等	8
補助金	施設整備費補助金【個人事業者】	26	労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	9
			その他	現場管理費等	6
計		57	計		23
B.(有)雷鳥荘			F.美ヶ原地域行政事務組合		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
材料費	汚水処理施設資材購入費等	13	材料費	汚水処理施設資材購入費等	9
労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	14	労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	3
その他	現場管理費等	4	その他	現場管理費等	2
計		31	計		14
C.個人事業者			G.(有)湊沢小屋		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
材料費	汚水処理施設資材購入費等	21	材料費	汚水処理施設資材購入費等	8
労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	2	労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	4
その他	現場管理費等	3	その他	現場管理費等	8
計		26	計		20
D.長野県			H.岩手県		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
補助金	施設整備費補助金【個人事業者】	23	材料費	汚水処理施設資材購入費等	5
補助金	施設整備費補助金【美ヶ原地域行政事務組合】	14	労務費	汚水処理施設設置に係る人件費等	7
補助金	施設整備費補助金【(有)湊沢小屋】	20	その他	現場管理費等	3
計		57	計		15

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

山岳環境等浄化・安全対策緊急事業(山岳トイレ整備)

○ 背景

- 1 山岳地域及び離島や海岸域などの条件不利地における水質汚染や廃棄物の増加等
- 2 中高年の登山利用が比較的に増加し、山岳遭難件数も毎年増加の傾向

○ 事業概要

- 1 事業対象地
山岳地、離島、海岸域等の条件不利地(無電、無給排水等)
- 2 事業内容
 - ① 適正な排水・し尿処理施設(トイレ、処理エネルギー施設を含む)
 - ② 廃棄物の分別・処理施設
 - ③ 緊急避難、応急医療、遭難防止対応施設

○ 補助対象者等

- 1 補助対象者
都道府県、市町村、民間
- 2 補助率
1/2
- 3 事業費
1千万円以上

施行前



整備した山岳トイレ

100カ所(平成11年度～平成21年度)



槍ヶ岳山荘(平成19年度)